

平成27年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成27年2月16日 開会

平成27年2月16日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成27年2月16日（月曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第 4 提案理由の概要説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件
- 日程第 7 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第3号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第4号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第6号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鎌田修悦	2番	後藤健
3番	高橋大	4番	藤原美佐保
5番	渡部幸男	7番	児玉一
9番	伊藤榮悦	10番	橋村誠

11番 久留嶋 範子
13番 青柳 宗五郎
15番 長井 直人
17番 三浦 正隆
20番 畠山 菊夫
23番 松田 知己
25番 佐々木 哲男

12番 菊地 衛
14番 鹿兒島 巖
16番 佐々木 文明
18番 芦崎 達美
21番 草階 廣治
24番 菅原 政一

欠席議員（4名）

6番 由利 昌司
19番 渡邊 彦兵衛

8番 長谷部 誠
22番 高橋 浩人

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂積 志
事務局長 須藤 智明
業務課長 伊藤 巧

副広域連合長 栗林 次美
事務局次長 水木 卓
会計管理者 佐藤 庄二

議会担当職員出席者

議会書記 小松 美紀

議会書記 成田 雄希

午後3時0分 開会

○議長（青柳宗五郎） 本日の出席議員は21名であります。よって、定足数に達してお

りますので、これより平成27年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

報道関係者の撮影を許可いたします。

議事に入る前に、去る1月5日に逝去されました斎藤正寧副広域連合長のご冥福をお祈りしますとともに、謹んでお悔やみを申し上げ、黙祷をささげたいと思います。

皆様方、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

【 全員起立して黙祷 】

○議長（青柳宗五郎） 黙祷を終わります。ご着席願います。

【 全員着席 】

○議長（青柳宗五郎） 会議を開きます。

諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、橋村誠議員、佐々木哲男議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第2、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

初めに、選挙管理委員を指名いたします。選挙管理委員には、佐藤龍雄氏、児玉文雄氏、小林金則氏、山平秋明氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。

選挙管理委員補充員には、杉本和夫氏、小南隆作氏、武田ムツ子氏、松橋正美氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員補充員の当選人と定め、補充の順序は指名の順序のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名

が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおりと決定されました。

日程第4 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第4、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件から、議案第6号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 平成27年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、今定例会提出の条例案、補正予算案及び当初予算案をご審議いただくに当たり、概要を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、一言ごあいさつ申し上げます。

改めまして、当広域連合の副広域連合長でありました齋藤正寧氏のご逝去に対し、哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

齋藤氏は、平成19年3月の広域連合設立当初から副広域連合長を務められ、卓越した知識と経験をもって、広域連合の円滑な運営に腐心されてこられました。

このたび齋藤氏という、まことに大きな支柱を失ってしまいましたが、高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けられるよう、今後とも後期高齢者医療制度の健全な運営に努めてまいる所存であります。

さて、現在、国においては、増大する高齢者の医療費に対応するため、医療保険制度改革についての審議が集中的に行われております。とりわけ、後期高齢者医療と関係が深い国民健康保険については、国保運営の中心的な役割を都道府県が担うよう、法改正に向けて準備が進められているところであります。

また、先ごろ国の平成27年度予算案が閣議決定されましたが、この中で後期高齢者医療制度の関係経費は、昨年度に比べて約1,000億円増の5兆255億円が計上されております。具体的な内容については、補助要綱等を含め、今後明らかになると思いますので、年度末に向け、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、議会からの要望を受け、昨年12月臨時会で秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する第三者調査委員会条例及び調査関連予算を可決いただきましたが、既にご報告したとおり、法律の専門家として、弁護士の伊勢昌弘氏、同じく竹田勝美氏、医療・心理関係では医師の後藤時子氏、有識者からは秋田労働局の小林泰樹氏を委員

とする第三者調査委員会を設置いたしました。

昨年の12月17日に第1回会議を開催し、委員長に選任された伊勢氏に対して、元職員の自殺の原因に係る事実関係の解明について諮問いたしました。

これを受け、調査委員会では臨時職員を含む全ての事務局職員、派遣にかかわった横手市の関係職員やご遺族を調査の対象として聞き取りを実施したところであります。

今後は、この調査結果をもとに事実関係が検証され、報告書が取りまとめられることとなりますが、答申結果につきましては、速やかに議員の皆様にご報告したいと考えております。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

今定例会には、条例案2件、補正予算案2件、当初予算案2件の議案を提出しております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件についてであります。

これは行政手続法の一部を改正する法律の施行により、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等の求め及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導の求めに関する規定を整備する等の必要があるため、改正しようとするものであります。

続きまして、議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件は、派遣職員の通勤手当及び時間外勤務手当の算定について、秋田県の規定に合わせて改めるものであります。

続きまして、議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案第3号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、前年度共通経費負担金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び決算見込みによる補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ48万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,425万5,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに3件を設定するものであります。

続きまして、議案第4号について、ご説明申し上げます。

議案第4号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、保険給付費等の決算見込みに伴うもの及び繰越金の予備費への計上などの補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億2,081万6,000円を追加し、補正

後の予算総額を歳入歳出それぞれ1,483億3,543万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに6件を設定するものであります。

続きまして、議案第5号について、ご説明申し上げます。

議案第5号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,895万5,000円とするものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として市町村負担金を4億4,591万4,000円、4款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など303万9,000円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など94万7,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費を初めとする事務局経費などの総務管理費を1億7,278万8,000円、選挙費として5万1,000円、監査委員費として21万4,000円、3款民生費については、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として2億7,295万5,000円、4款予備費として200万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

続きまして、議案第6号について、ご説明申し上げます。

議案第6号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432億8,198万8,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。

あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村負担金として217億5,720万8,000円、2款国庫支出金として513億7,910万5,000円、3款県支出金として11

8億8,299万2,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を566億1,231万4,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金として1,960万3,000円を計上しております。

また、7款繰入金として、一般会計からの繰入金を2億7,295万5,000円、臨時特例基金からの繰入金を11億4,334万円、8款繰越金として1億4,646万円、10款諸収入として6,801万円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

歳出につきましては、1款総務費として、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費など14億6,450万7,000円、2款保険給付費として療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,415億836万6,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として2,063万6,000円、5款保健事業費として2億6,149万6,000円を計上しております。

また、6款公債費として222万1,000円、7款諸支出金として2,176万1,000円、8款予備費として、300万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

以上、条例案、補正予算及び当初予算案について、概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

日程第5 一般質問

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1名でございます。

なお、一般質問については、申し合わせにより、一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間については15分以内と制限しております。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については議席において行うこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。

14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【 14番 鹿兒島巖議員 登壇 】

○14番（鹿兒島巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから質問通告に沿って一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、後期高齢者医療保険料の特例の廃止問題について伺いたいと思います。この問題につきましては、昨年10月の定例会で取り上げさせていただきました。そして、その折にいただいた答弁では、「従来から特例措置については、安定化を図る視点から、国による財源確保の上、恒久化を図るとともに、見直しに当たっても被保険者を取り巻く環境を十分考慮し、慎重に行うよう、全国後期高齢者医療広域連合を通じ、国に対して要望しております。また、今後も国の動向を注視し、引き続き要望してまいります」とのことでありました。

そこで伺います。まず第1点目は、その後、どのように国に働きかけ、国の動向をどうとらえているかということであります。

そして、第2点目は、同定例会で資料の開示を求めました均等割額軽減対象者数について、12月、昨年12月11日付で回答をいただいたわけでありますけれども、この回答によれば、26年度の本算定時における被保険者18万7,225人の中で、9割軽減者が19.3%、8.5割軽減者が18.6%、5割が7.9%、2割が6%、そして、被扶養者が21.4%と、合計で実に73.2%の対象者が軽減対象者となっているということであります。この数字を見ますと、後期高齢者医療制度を発足させるためには、特例を設けなければ乗り切れなかったという実態がよみがえってくるわけでありますけれども、それはそれとして、それで改めて伺います。資料それぞれの軽減割合に該当する被保険者が国の廃止方針によりどういった保険料になるのか、また、保険料の総額は現行での算出額と比較してどのようになるのか、一定の試算をされておるとおもいますので、この2点についてお伺いし、さらに質問をさせていただきたいと思います。

2つ目の課題は、当連合の事務局職員のあり方についてであります。

事務局職員については、2012年の11月定例会で、派遣職員の派遣年数の問題、あるいは管理職の兼務の問題について取り上げさせていただきました。しかし、職員体制は発足当初から変わらず今日に至っているところであります。そして、この間に、派遣職員の自死という問題も発生しております。派遣職員の自死問題につきましては、現在調査委員会が設置されておりますので、その結論を待ちたいと思いますけれども、広域連合の職員体制、事務局体制が、すべて市町村の派遣で構成されているということについて、ゆがみを生じているのではないかと。制度の継続を図るならば、広域連合独自の職員採用が必要と考えますが、いかがでしょうか。少なくともコアとなる職員体制は、専門性と継続性を備える職員採用を広域連合独自で行う必要があると考えますけれども、所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上であります。回答をいただきまして、改めて質問をさせていただきます。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○**広域連合長（穂積志）** 鹿兒島議員のご質問のうち、2の事務局職員のあり方についてのご質問にお答え申し上げます。

広域連合は、県内すべての市町村が加入して設置する特別地方公共団体であり、その業務は、各市町村との共同処理により成り立っております。

また、広域連合の職員には、保険業務を中心に、総務、財務会計、議会、法令解釈などの自治体運営に関する知識や経験も求められることから、基本的には、関係地方公共団体の職員によって運営されるべきものと考えております。

そのため、各市町村への派遣依頼に当たっては、できるだけ関連する業務の経験者を選んでいるようお願いをしているところでございます。

職員派遣や職員採用などの組織体制のあり方に関しましては、国の後期高齢者医療制度運営体制に係る見直しの動向を注視するとともに、他の広域連合の状況も参考にしながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、事務局長より答弁いたします。

○**議長（青柳宗五郎）** 事務局長。

【 須藤智明事務局長 登壇 】

○**事務局長（須藤智明）** 鹿兒島議員の1の後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置廃止案に関する質問についてお答えいたします。

初めに、1つ目の質問についてですが、当広域連合では、保険料軽減の特例措置に関して、昨年11月、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に対し要望したところがあります。

また、国の動向についてですが、現在、国では、9割及び8.5割の保険料軽減措置を本則の7割軽減に戻すとともに、被扶養者への軽減特例措置を廃止する案が検討されているようであります。

当広域連合としては、見直しに当たり、過度の負担や、急激な変化とならないよう十分に配慮する旨、今後も国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の軽減に該当する被保険者が、国の廃止方針により保険料がどうなるのか、また、保険料の総額はどのようになるかについてお答えいたします。

均等割額軽減対象者の保険料については、現在9割軽減の方は年額3,900円、8.5割軽減の方は5,900円ですが、軽減措置が廃止された場合は、いずれも1万1,900円となります。被扶養者については、現行では9割軽減となっておりますが、世帯主と被保険者の所得の合計に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしと変わります。その保険料ですが、現在の3,900円から、7割軽減は1万1,900円、5割軽減は1万9,800円、2割軽減は3万1,700円、軽減なしは3万9,700円となります。

また、保険料の総額についてですが、現行制度のもとでは約71億円ですが、軽

減が廃止されることにより約84億円と試算されます。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） それでは、答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、特例措置廃止問題についてであります。これまでの連合長の答弁を要約すれば、特例措置については、安定を図る視点から国による財政確保の上、恒久化を図るとともに、見直しに当たっても、先ほど言ったところでありましたが、国に要望してきたということで、11月の全国連合の中で国に対して要望したということでもあります。

そこで、やはり県民の生活実態を十分考えていかなければいけないだろうというふうに思うわけで、今、事務局長から答弁いただきましたように、それぞれ国の現在の廃止方針の中では、保険料が相当引き上がるという実態があるわけでもあります。保険料総額で71億から84億、13億引き上げるという状況、そしてまた、こういう中で、特に秋田県という地域は、全国的にも残念ながら所得の低い方が多い、そういう県でありますので、ぜひともこれは特例——特に国はですね、特例は恒久的措置というふうに言っていたわけですね。それがわずか数年で変わってくる。恒久的でも何でもないので、これは言葉のもてあそびをされているのではないかとふうに思う点もあるわけでもありますので、改めて、この問題について秋田県としてどういうふうに考えるのか。やはり県民の生活実態を考えた上では、この特例措置の廃止は困るんだという主張をされていくのかどうか、それについて改めてお聞きしたいと思います。

それから、特例廃止に係る2点目の再質問でありますけれども、仮に特例廃止となった場合、先ほど答弁の中にありましたように、相当負担が増える。で、これは本議会でいただいた事業報告の中のいわゆる普通徴収の滞納率を見ますと、普通徴収の方々というのは所得の低い方が中心になるわけでもありますから、この方々の滞納率が18%になっていると。これも大変大きな数字であります。こういったように、やはりこの軽減措置の中で抑えられている保険料がこういった方々の生活を直撃するという実態をしっかりと見ていただきたいと思うわけでもありますけれども、先ほどの試算に合わせて、3割、あるいは具体的な軽減の状況がこういう数字になったらそれが財源的にどうなるのかという答弁、言った人がありましたけれども、ぜひ具体的な数字で、後日でも結構ですから回答をいただきたいというふうに思います。

それから、次に、事務局職員にあり方についてであります。これは、言ってみれば現状のまま特に変更を考えていないというお話であります。先ほど言ったように、やはり2年間で職員が半数ずつ交代するという職員体制を含めて、いいのかなのか。いわゆる広域連合がこれからも継続していく中では、やっぱりコアの部分は継続的に、あるいは長期的な視野に立って事務を執行できる、そういう体制は、コアの部分どうしても必要な

のではないかと。問題になっております国保の場合でも、あと3年後ですか、広域の方向が出ています。そういうことになれば、同様にこういう問題が起こるわけでありますので、これはぜひともコアの部分を含めてどうするのかは、連合の今後の、県民から信頼される体制をつくる上からも早急に検討すべき課題だと思いますけれども、改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（青柳宗五郎） 順序が逆になりますが、穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積志） お答え申し上げます。

まず1点目でございますけれども、我々としては、全国の後期高齢者医療広域連合協議会を通しながら、急激な保険者の負担にならないようにということで、歩調を合わせながら国のほうにも要望しているところでございますが、今、この社会保障と税の一体化、そしてまた、若い世代と御高齢者の方々の負担、社会保障、さまざまな制度改革の中で検討されている問題でございます。我々としてもできる限り負担を少なく、そして、なおかつこの制度が継続できるように、そんな思いの中で、今後とも協議会の中で国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の件でございますけれども、まず、広域連合には、先ほど申しましたとおり、保険に関連した業務だけではなくて、地方自治法等々にも精通した職員の知識も求められます。そういった中では、一義的には25市町村が参加する組織でありますので、そこはきちんと今のままで支障はないものと考えておりますが、ただ、高い専門性を持つところもございまして、我々としても、他県の今のこの広域連合の状況、あるいは職員の採用、こういうようなものも意見交換をさせていただいております。そういった中では、国保連のほうからの人材の派遣とか、そういうところもあるようでございます。ただ、それはまたそれなりの問題もあるようでありますので、独自に抱えた場合、そのローテーションというんでしょうか、そこでもう採用から退職までそこにいるわけでありましてですね。そういった人事交換も考えなければいけませんし、また、そういう中で高齢化というんでしょうか、若い人の採用とかいろいろあるので、そういう外部の団体との調整の中でそういうものがないかとか、さまざまな形で全国の協議会からも情報を提供していただきながら、今、検討させていただいている状況でございますので、いましばらく時間をいただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 2つ目のご質問、すみませんが、議員さん、もう一度具体的なものというお話でしたけれども、ちょっと聞き取れませんでしたので、お願いいたします。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島巖） 回答の各軽減者が廃止されるとこうなるという数字が出ましたね。

それが、まあ出た予算はわかりますけれども、それぞれのところの該当人数がおよそどれぐらいになるのか、ということを含めて、数値を明らかにしていただければということでもあります。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 先ほど申し上げました今回の軽減措置の廃止の影響の人数のことでございますけれども、9割軽減が約3万6,000人、それから、8.5割軽減、これが約3万5,000人、そして被扶養者の9割軽減、現状においてですが、これが約4万人という状況で、合計で11万人ほどの軽減措置廃止による影響の人員となります。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島巖） ありがとうございます。

それでは、最後の質問になりますけれども、まあ、先ほども何回か言っておりますが、後期高齢者は非常に収入の少ない方が多いと。あるいはほとんどないという方々が多数おられるという、このことは、今お答えいただいた数字等を見てもわかるわけではありますが、もう少し詳しく言いますと、例えば利用状況報告の限定額適用標準負担額認定者証交付者数、いわゆる住民税非課税の被保険者の推移でありますけれども、これが23年度は全交付者の30.8%、それから、24年度は31.32%、25年度は32.16%、そして、26年度は34.89%ですか、こういうふう増加をしてきているわけであります。これは言ってみれば、所得の少ない、いわゆる住民税非課税の被保険者がこれだけふえているということでもありますので、ますます高齢者の貧困が進んでいるというふうには言わざるを得ないわけであります。で、この上に、今問題となっております年金は昨年から減額となってきました。加えて、昨年4月に引き上げられた消費税がこの10月から10%へのさらなる引き上げが迫っていると。どこを見ても、これはもう高齢者、収入の少ない方がますます厳しい生活状況になるということは目に見えているわけであります。政府の方針によって物価も少しずつ上がってきております。この中では、ぜひこの特例廃止についてはまず撤回させるべきだということに最大減の努力をお願いしたいというふうに思います。そういう意味では、決意を含めて、答弁をいただければと思います。

それから、事務局職員のあり方、各自治体からの連合組織の中で各それぞれの加盟団体から派遣という形と、もう一つは今日言ったコアの部分を抱えたそういう組織はないわけではないと思います。共済等の問題について言えばあるわけでありまして、そういう点ではやはり継続的な業務、それから専門的な業務をしっかりと整える上で、ぜひともこのコアの部分の確立に向けて――で、各市町村にいろいろ意見を聞きますと、派遣するのも大変だと。小さい市町村はですね。1人、2人出す職員の対応についても大変だと。大きいところはそうじゃないかもしれませんが。そういう点がありますので、できれば人件費部分は負担してもいいけれども、職員については派遣の形ではなくて独自に採用し

ていただいたほうがいいのではないかという意見等もございますので、ぜひ参考にさせていただいて、この問題についてはもう少しピッチを上げて取り組んでいただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 時間がないようですので、簡潔に。穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積志） まず職員の問題につきましては、これは、小さい大きいにかかわらず人口割等々で派遣されている人数多いところも大変厳しいようでございます。ただ、その中で、今まで国の中で今後どういう形で運営されるかということで、県に移管とか、さまざまな話があったわけですし、またもしくは廃止するというような話もあったわけで、そういった中で状況がある程度決まってきましたので、構成する首長等についてアンケートと意向調査なんかもさせていただきながら、その方向性を見出していきたいというふうに思っております。

それから、保険料の減免でございますけれども、高齢者が大変厳しい状況に追い込まれていると。物価の上昇が一方でする中で、なかなか年金も伸びないと。数字も出てきますので、そのことについては制度が破綻しないように、過度な負担、急激な変化とならないように、これは引き続き全国の協議会を通じながら、強力にお話を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第 6 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件から

日程第 11 議案第 6 号 平成 27 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第 6、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件から、日程第 11、議案第 6 号平成 27 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで、以上 6 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号から日程第11、議案第6号まで、以上6件を一括議題といたします。

これより議案第1号から議案第6号までに対する質疑を行います。

通告者はありません。以上で議案第1号から議案第6号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第6号までに対する討論を行います。

通告者はありません。以上で議案第1号から議案第6号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、補正予算案、平成27年度当初予算案等につきまして、いずれも適切にご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度が発足してから7年が経過しましたが、その間、不安定な時期を経ながらも、制度継続の方向が明確化されました。

県内の高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、今後とも関係市町村と連携し、全力で制度運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これにて平成27年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時46分 閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員